

経済価値ベースのソルベンシー規制

導入に向けた検討事項

【第6回】様々なガバナンスモデル



有限責任あづさ監査法人
シニアマネジャー

島本 大輔

3. モデルガバナンス

報告書では、保険会社も一定の要件の下で保険会社の内部モデルを用いた計算を認めること(2)第2の柱の中で、金融庁が保険会社の内部管理の実態を把握しつつその高度化を促していくこと――の二つが考えられる」とされる事例も見られる。

1. はじめに

全8回のうち6回目に当たる今回は、経済価値ベースのソルベンシー規制(以下、「新規制」という)において求められるガバナンス態勢の個別論点について解説を行う。

2. リスクガバナンス

ソルベンシーIIの下で保険数理機能に求められる役割を図表1に示す。保険数理機能は技術的準備金(経済価値ベースの保険負債)の計算や評価といったファーストラインとしての役割に加え、技術的準備金の妥当性の評価やリスク管理への関与といったセカンドラインとしての役割も求められていることが分かる。

ソルベンシーIIの導入時においても保険数理機能の検証機能としての独立性やセカンドラインであるリスク管理機能との役割分担が課題となつた。

独立した検証プロセス③において内部モデルの利用を承認する際の着眼点としては、①統計的品質テスト②内部モデルに係る経営における内部モデルの利用(ユーステスト)とガバナンスが挙げられている。

それでも第1の柱において保険会社の内部モデルによる計測が認められている事例が見受けられる。図表2はモデルガバナンスのフレームワークを表したものである。

欧州でのモデルガバナンスの導入事例を見る限り、データガバナンスは内部モデルを適用するためにモデルガバナンス(モデルリスク管理)を導入している事例が見受けられる。

変更について議論・承認を行なう場を設けている事例も見られる。

たたかれたが、その承認にあたっては、モニタリング・評議會による組織づくりや役割・責任について定め

るのが次のステップである。三つの目標からデータそのものを対象とし、データディクショナリの整備といつたデータの定義や要件整備を行う。続いてデータを使用する際の生成・加工・利

用といったフローの整理したところに使われるデータが見える化し、データが

データの把握と統制の整備を行う。これらの四つのス

テップに基づいて、最後

6回目の今回は、新規制において求められるガバナンス態勢の個別論点について解説を行つた。

新規制においては従来になかった保険数理機能はなかつたが、その承認にあたつては、モニタリング・評議會による組織づくりや役割・責任について定め

のが次のステップである。

三つの目標からデータそのものを対象とし、データディクショナリの整備といつたデータの定義や要件整備を行う。続いてデータを使用する際の生成・加工・利

用といったフローの整理したところに使われるデータが

見える化し、データが

データの把握と統制の整備を行つた。

このようにして、データ

が、その承認にあたつては、モニタリング・評議會による組織づくりや役割・責任について定め

のが次のステップである。

三つの目標からデータそのものを対象とし、データディクショナリの整備といつたデータの定義や要件整備を行う。続いてデータを使用する際の生成